

令和4年度 宮城県サービス管理責任者等基礎研修 カリキュラム

令和4年10月現在

日程		研修形態	区分	設定 時間数	科目	獲得目標	
1日目・2日目	11月30日(水) ～12月11日(日)	e-ラーニング	講 義	1.5	相談支援(障害児者支援)の目的	・人間の尊厳, 基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。 ・利用者理解, 利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに, 障害児者の地域での生活の実情について理解する。 ・相談支援の基本的価値観は, 障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。	
				1	相談支援の基本的視点Ⅰ (障害児者支援の基本的視点Ⅰ)	エンパワメント及び本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するに支援を実施するに当たり, 相談支援(障害児者支援)の基本的な姿勢について理解する。	
				1.5	相談支援の基本的視点Ⅱ (障害児者支援の基本的視点Ⅱ)	利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し, 常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。	
				1	相談支援に必要な技術	本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施するに当たり, 獲得すべき支援技術について理解する。	
				1.5	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	本人を中心とした(本人の選択・決定を促す)ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	
				1.5	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	・各相談支援事業の役割と機能を理解し, 相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 ・相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 ・(自立支援)協議会の目的, 仕組み, 機能について理解する。	
				1.5	障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	・障害者総合支援法等の目的, 基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。 ・障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。 ・介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。 ・障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。	
				1.5	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本	・障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の役割, 両者の関係性を理解する。 ・サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。	
3日目	12月12日(月) ～12月20日(火)	動画視聴 (Youtube)	講 義	1	サービス(支援)提供の基本的な考え方	サービス(支援)提供の基本的な考え方として, 利用者主体の視点, 自立支援の視点, エンパワメントの視点, ICFの視点, 現実的な支援計画に基づくサービス(支援)提供, 連携の必要性等について理解する。	
				1.5	サービス(支援)提供のプロセス	PDCAサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法, 個別支援計画の意義を理解する。	
				1.5	サービス等利用計画(障害児支援利用計画)と個別支援計画の関係	サービス等利用計画(障害児支援利用計画)における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し, 個別支援計画の出発点がサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の総合的な援助方針であることを認識する。また, サービス等利用計画(障害児支援利用計画)が生活全体の範囲に及び, 個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	
				2.5	サービス(支援)提供における利用者主体のアセスメント	サービス(支援)提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また, 障害種別や各ライフステージ, 各サービス(児童発達支援等)において留意すべき視点について理解する。	
				1	個別支援計画作成のポイントと作成手順	個別支援計画の作成におけるポイントと手順について事例等を活用し, 作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように, エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに, 作成の手順を習得する。	
4日目	A日程	Zoomミーティング (オンライン)	演 習	-	ログイン	Zoomミーティングへの入室	
	12月21日(水)			12月22日(木)	-	オリエンテーション	事務局から研修受講に関する注意点等について説明
					2	個別支援計画の作成	モデル事例を活用したグループワークにより, サービス等利用計画(障害児支援利用計画)に示される総合的な援助方針, 長期目標及び短期目標を踏まえて, 個別支援計画の支援内容, 担当者, 連携の頻度等について検討する。それに基づき, 支援目標, 支援内容を設定し, 個別支援計画を作成する。
	-			昼食休憩			
	2.5			個別支援計画の作成			
	1.5			モニタリング及び記録方法	モデル事例を活用したグループワークにより, 事業者が提供している支援のモニタリングについて, サービス等利用計画(障害児支援利用計画)との連動性を念頭に置きながら, 視点・目的・手法等を理解する。		
	1.5			個別支援計画修正案の作成と振り返り			
	-			事務連絡	研修終了に関する事務局からの事務連絡		

※上記の内容は令和4年10月時点のものです。今後変更になる場合もありますので, あらかじめ御了承願います。

※設定時間数は, 概ねの目安時間となります。